

資料1 実施概要

1. 清水港折戸湾内における水質モニタリング観測

貯木場としての役割を終えた折戸湾は、長らく活用されないまま現在に至る。活用されない理由として、折戸湾内の海水交換過程や水塊特性への理解が乏しいことが挙げられる。そこで折戸湾の有効活用に向け、折戸湾の海水交換過程を把握するため、毎月1～2回、調査定点（14地点）において水面から海底面まで多項目水質計を垂下し、鉛直的な水質（水温、塩分、溶存酸素、クロロフィル、pH、濁度）特性の基礎データを収集する事を目的とする。

2. 調査機関および場所、作業内容

調査期間：2026年8月10日～2027年1月8日の内およそ12回（月1～2回）
作業時間：日出から日没まで
調査地点：折戸湾内に設けた14調査地点（図-1および表-1）
作業内容：水面から海底面まで多項目水質計を垂下する（図-2）。調査地点への誘導にはハンディGPS(GARMIN GPSMAP 64csx)を用いる。

月1回
1回全航程
1～2時間

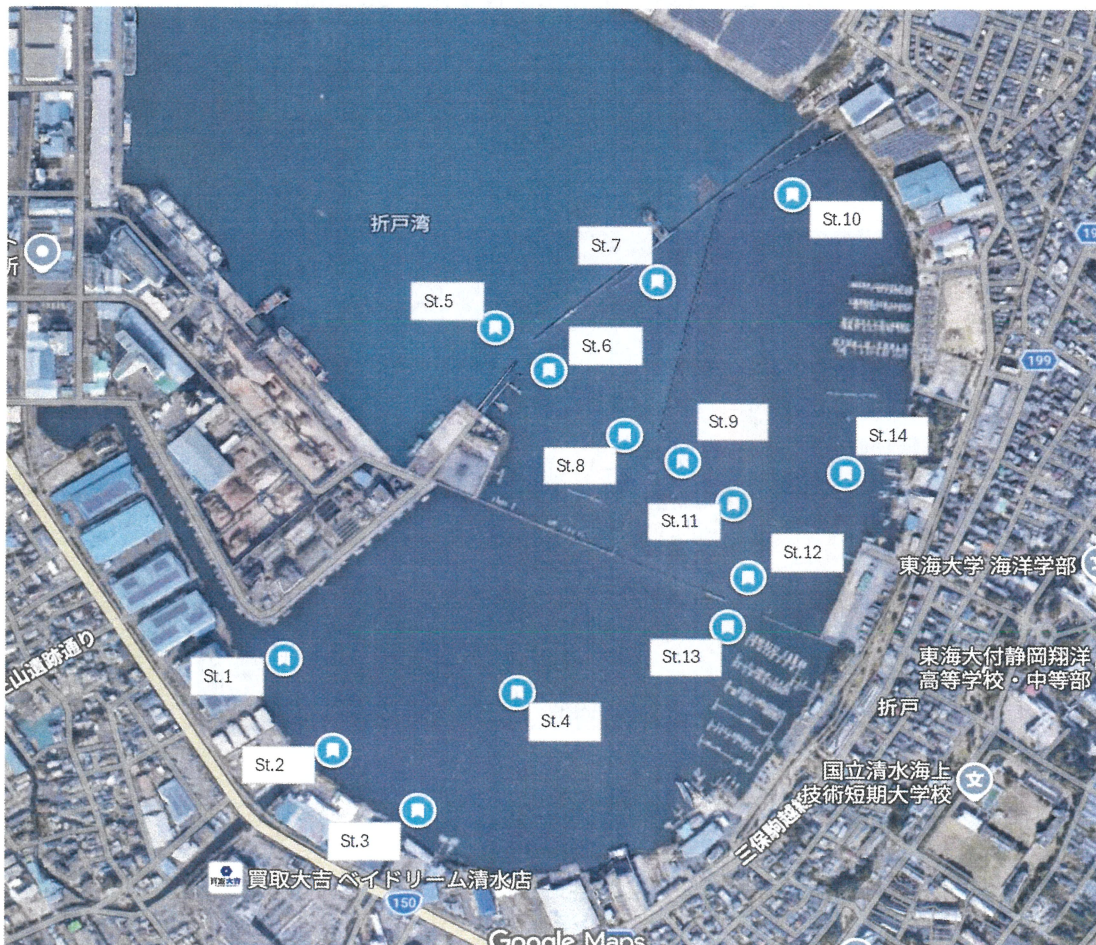


図-1 調査地点

表-1 調査地点

観測位置名	座標
St 1	34° 59'20.3"N 138° 30'01.3"E
St 2	34° 59'15.2"N 138° 30'04.4"E
St 3	34° 59'11.9"N 138° 30'09.8"E
St 4	34° 59'18.4"N 138° 30'16.1"E
St 5	34° 59'38.6"N 138° 30'14.6"E
St 6	34° 59'36.3"N 138° 30'18.1"E
St 7	34° 59'41.2"N 138° 30'24.9"E
St 8	34° 59'32.7"N 138° 30'22.9"E
St 9	34° 59'31.2"N 138° 30'26.6"E
St 1 0	34° 59'46.0"N 138° 30'33.5"E
St 1 1	34° 59'28.8"N 138° 30'29.8"E
St 1 2	34° 59'24.8"N 138° 30'30.8"E
St 1 3	34° 59'22.1"N 138° 30'29.5"E
St 1 4	34° 59'30.6"N 138° 30'37.0"E



図-2 調査イメージ図

3. 使用船舶および実施体制

長さ 3.0m 未満のミニボートを用いる。(全長×幅×深さ：約 2.9m×約 1.2m×約 0.5 m) 移動は 600w 出力のエレキモーター (HAIGE エレキモーターHS-50744) を用いる。なお、バッテリーが切れても移動できるように、手漕ぎのオールを必ず携行する。

責任者：居波智也

4. 乗船実施日

2026 年 8 月 10 日 ～2027 年 1 月 10 日の内、12 日程度

各月の大潮の下げのタイミングを調査候補とするが、「5. 安全対策に関する事項」の中止事項に該当した場合、別日の安全なタイミングに調査を実施する。

実施上の安全対策と連絡体制

5. 安全対策に関する事項

- (1) 観測開始にあたり、担当及びサポートスタッフ間での観測内容の確認打ち合わせを行う。
- (2) 観測開始前に参加者の体調確認を行う。
- (3) 乗船者に対する乗船中および機材操作における安全に関する注意事項を説明する。
- (4) 乗船者は乗船中ライフジャケットを装着する。
- (5) 乗下船時、緊急時に点呼を行う。
- (6) 気象情報、特に注意報警報の発表に留意し、天候他により操船担当者または乗船者が危険と判断した場合、清水海上保安部及び清水漁協から中止指示があった場合には観測を中止する。次の場合には、作業を中止する。
風速 5.0m/s 以上、波高 0.5m 以上、視界 1000m 以下、潮流 1.5 ノット以上
- (7) 操船担当者および乗船者は観測中の安全を常に確保するため、他船舶等の位置や航行に十分注意する。
- (8) 不測の事態が生じた場合は、乗船者の安全確保及び事故者の手当てとともに、「6. 緊急時連絡体制」により諸機関への連絡と指示を仰ぐ。
- (9) 付近に航行船舶がないことを確認の上、作業を行う。なお観測に直接参加しない見張り員をおく。
- (10) 他船の安全な運航に支障を及ぼす恐れのある場合は、作業を中断し、航行路を確保する。
- (11) 現場には許可書または許可書の写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項を全ての作業員に予め周知徹底する。
- (12) 作業船は海上衝突予防法及び港則法の規定事項を順守する。

- (13)夜間作業を実施しない。
- (14)材料、資機材等が海面に落下しないよう措置を講じる。
- (15)流出の恐れがあるものには所有者名を表示する。また、流出防止措置を講じる。
- (16)万一資機材等が流出した場合は、直ちに清水海上保安部に通報するとともに全力で発見回収する。
- (19)下記関係先に周知する。
- ・ 清水港管理局
 - ・ 清水漁業協同組合
 - ・ 清水船舶情報センター
 - ・ 富士山羽衣マリーナ
- (20)地震及び津波に対する安全対策
- 1.南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合は、以後の情報入手に努めます。
 - 2.津波に関する情報が発表された場合は、作業を中止し、津波来襲までの時間的余裕がある 場合は、港外(水深 200m 以上)退避又は係留避泊、他の船舶の支障とならない海域で錨泊 し、津波来襲までの時間的余裕がない場合は、係留避泊、錨泊又は陸上避難します。

6. 緊急時連絡体制

